

USPTO 統計情報

2019年11月20日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁 (USPTO) は「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2019¹」を公表し、2019年度 (2018年10月1日～2019年9月30日) の同庁の活動状況を報告した。

1. 出願件数等の動向

2019年度の特許 (デザイン特許を含む) 出願件数は66万5千件で、前年度比2.7%の増加となった。最終処分期間は前年度と同じく23.8月、ファーストオフィスアクションまでの期間は14.7月で、前年度より1.1月短縮された。

なお、ファーストオフィスアクション14.7月という数字は、2002年1月以降で最も短い数字であるとのこと²。

商標の出願件数は67万3千件で、前年度から約5.4%増加した。最終処分期間は9.3月であった。

出願件数等の動向

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
特許出願件数	618,062	650,411	650,350	647,572	665,231
前年比	-0.06%	5.2%	-0.01%	-0.4%	2.7%
FA期間(ヶ月)	17.3	16.2	16.3	15.8	14.7
最終処分期間	26.6	25.3	24.2	23.8	23.8
商標出願件数	503,889	530,270	594,107	638,847	673,233
前年度比	10.7%	5.2%	12%	7.5%	5.4%
FA期間(ヶ月)	2.9	3.1	2.7	3.4	2.6
最終処分期間	10.1	9.8	9.5	9.6	9.3

※19年度は暫定値

2. 海外出願人による出願・登録件数

¹ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY19PAR.pdf>

² 2019年10月10日付IPニュース「USPTOにおける審査待ち期間、2002年以降で最短に」参照 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20191010-1.pdf

特許については、引き続き日本の出願人によるものが出願件数・登録件数とも最多となっている（なお、2019年度の特許出願件数に関する統計は来年度の報告書にて公表される）。他方、特許・商標の双方において、中国の出願人による出願・登録件数の増加が顕著となった。

居住地別特許出願・登録件数（5位まで）

順位	出願件数			登録件数		
	居住地	17年度	18年度	居住地	18年度	19年度
1	日本	89,364	87,872	日本	50,012	53,176
2	中国	32,127	37,788	韓国	22,054	22,427
3	韓国	38,026	36,645	中国	16,315	20,834
4	ドイツ	32,771	32,734	ドイツ	17,434	18,761
5	台湾	19,911	20,258	台湾	11,424	11,857
海外総計		332,522	335,118	計	177,548	193,381

居住地別商標出願・登録件数（5位まで）

順位	出願件数			登録件数		
	居住地	18年度	19年度	居住地	18年度	19年度
1	中国	57,879	76,334	中国	38,399	47,319
2	カナダ	15,470	17,764	カナダ	4,827	5,131
3	イギリス	14,925	16,116	イギリス	4,993	4,944
4	ドイツ	15,095	14,359	ドイツ	4,312	4,352
5	日本	7,883	8,779	日本	2,929	3,203
海外総計		192,906	216,770	計	85,182	96,559

3. 職員数

USPTOの総職員数は、近年ほぼ同規模で推移している。なお、全ての職員（審査官に限らない）のうち約96パーセントは、在宅勤務の資格を有する。

	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度
職員総数	12,667	12,725	12,588	12,579	12,652
うち特許審査官	8,255	8,160	7,961	8,007	8,125
うち意匠審査官	171	191	186	178	171
うち商標審査官	456	570	549	579	627

（以上）